

事業の種別等の揭示（利用運送事業）

中越通運株式会社
(令和6年10月31日)

事業の種別等の揭示について
貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則13第条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

- 1. 事業の種別
第一種貨物利用運送事業
- 2. 利用運送に係る運送機関の種類
貨物自動車運送
- 3. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略
- 4. 利用運送の区域

仕立地	仕向地
新潟、群馬、福島、宮城、岩手、埼玉、栃木	日本全国

- 5. 業務の範囲
一般事業
- 6. 利用運送約款
標準貨物自動車利用運送約款を適用する。 詳細は別途揭示する。
(最終改正：平成三十一年国土交通省告示第三百二十号)

以上